

○東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

平成一二年三月三〇日

規則第九四号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則を公布する。

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、難病等、小児精神病、B型ウイルス肝炎若しくはC型ウイルス肝炎又はB型肝炎ウイルス若しくはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変にり患した者に対して、医療費等を助成することにより、その医療の確立と普及とを図り、併せて患者の医療費等の負担軽減を図ることを目的とする。

(平一二規則三〇三・平一四規則八七・平一七規則七九・平一八規則一一・平一九規則一五八・平二〇規則七六・平三〇規則一三三・一部改正)

(対象疾病及びその範囲)

第二条 この規則による助成(以下「医療費助成」という。)の対象となる疾病及びその範囲(以下「対象疾病」という。)は、別表第一、別表第三、別表第五及び別表第六のそれぞれの疾病名の欄及び疾病の範囲の欄に掲げるものとする。

(平一二規則三〇三・平一四規則八七・平一六規則一一七・平一七規則七九・平一八規則一一・平三〇規則一三三・一部改正)

(対象者)

第三条 医療費助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件を備えている者及び知事が必要と認める者とする。

- 一 別表第一、別表第三、別表第五及び別表第六のそれぞれの対象者の欄に掲げる者
- 二 前条に規定する対象疾病について、次に掲げる法律(以下「医療保険等各法」という。)の規定により医療又は介護に関する給付を受けている者(医療保険等各法以外の法令、条例及びこの規則以外の規則の規定により医療又は介護に関する給付を受けている者で、自己の負担額を生じないものを除く。)
- イ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)
- ロ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- ハ 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- ニ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
- ホ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百十二号)
- へ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
- ト 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
- チ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)

(平一二規則三〇三・平一四規則八七・平一五規則一八〇・平一七規則七九・平一八規則一一・平二〇規則七六・平三〇規則一三三・一部改正)

(医療費助成の範囲)

第四条 知事は、第六条の規定により認定された対象者(以下「認定患者」という。)の疾病に係る別表第一、別表第三、別表第五及び別表第六のそれぞれの医療費助成の額の欄に掲げる医療費等を助成する。

(平一二規則三〇三・平一四規則八七・平一五規則一八〇・平一七規則七九・平一八規則一一・平二六規則二〇〇・平三〇規則一三三・一部改正)

(申請)

第五条 この規則により医療費助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類並びに第三条第二号イからトまでに掲げる法律(以下「医療保険各法」という。)のいずれかの法律の規定により医療の給付を受けている者にあつては医療保険各法及びこれらに基づく命令に規定する被保険者証、組合員証又は加入者証(以下「被保険者証等」という。)の写しを知事に提出しなければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

一から三まで (略)

四 別表第三に掲げる疾病に係る対象者(以下「小児精神病患者」という。) 次に掲げる書類

イ 医療費助成申請書(別記第八号様式)

ロ 診断書(別記第八号様式の二)

ハ 対象者及び扶養義務者について記載のある住民票の写し

五から八まで (略)

2 前項に掲げる書類については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第二十六条において準用する第二十二条第一項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報(番号法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。)の提供が受けられる場合は添付を要しない。

(平一二規則三〇三・平一三規則一七四・平一四規則八七(平一四規則二〇二)・平一五規則一六・平一五規則一八〇・平一六規則一一七・平一七規則七九・平一八規則一一・平一八規則一八三・平一九規則一五八・平一九規則一六六・平二〇規則七六・平二一規則一〇七・平二一規則一四五・平二二規則三七・平二三規則五・平二六規則二〇〇・平二七規則三一・平二八規則一七八・平三〇規則七六・平三〇規則一三三(平三〇規則一四六)・令二規則一三〇・一部改正)

第五条の二 (略)

(認定)

第六条 知事は、第五条の規定による申請があつたときは、対象者の要件に該当するか否かを審査し、対象者であると認めるときは医療券を医療費の助成を受けられる者として交付し、対象者でないと認めるときは通知書(別記第十四号様式)を交付するものとする。

(平一二規則三〇三・平一三規則二四五・平一四規則八七・平一五規則一六・平一五規則一八〇・平一六規則二〇五・平一七規則七九・平一八規則一一・平二六規則二〇〇・一部改正)

(医療券の種類)

第七条 前条の規定により交付する医療券は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式の医療券とする。

一から三まで (略)

四 小児精神病患者と認められた者(以下「小児精神病認定患者」という。) 別記第二十一号様式

五から八まで (略)

(医療費助成の期間)

第八条 医療費助成の期間は、次の表の上欄に掲げる対象者の区分に従い、当該中欄に掲げる日から当該下欄に掲げる日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

対象者		助成開始日	助成期限
一から四まで (略)			
五	別表第三に掲げる疾病に係る対象者	申請書を受理した日の属する月の初日	助成開始日から起算して一年を経過する日。ただし、起算日から一年以内に満十八歳(別表第三の対象者欄に規定する対象年齢延長の扱いを受けている者にあつては、満二十歳)に達する者にあつては、誕生月の末日とする。
六から八まで (略)			

2から8まで (略)

(平一二規則三〇三・平一二規則三八〇・平一三規則二四五・平一四規則八七・平

一五規則一六・平一五規則一八〇・平一七規則七九・平一八規則一一・平一八規則一八三・平一八規則一八五・平一九規則一五八・平二〇規則七六・平二一規則一四五・平二三規則五・平二六規則一六六・平二六規則二〇〇・平二八規則一七八・平三〇規則七六・平三〇規則一三三・一部改正)

(提示)

第九条 認定患者(難病認定患者等のうち、第Ⅷ因子欠乏症等又は人工透析を必要とする腎不全に係る対象者及びB型・C型ウイルス肝がん・重度肝硬変認定患者を除く。)が認定に係る疾病について、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション並びに指定訪問看護事業所、指定訪問リハビリテーション事業所、指定居宅療養管理指導事業所及び指定介護療養型医療施設(指定訪問看護(介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに該当する訪問看護をいう。)を行う者が運営するものに限る。)並びに指定介護予防訪問看護事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防居宅療養管理指導事業所(指定介護予防訪問看護(介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護をいう。)を行う者が運営するものに限る。)(以下これらを総称して「医療機関等」という。)で医療若しくは投薬又は介護(以下「医療等」という。)を受けようとするときは、医療券を提示するものとする。

2及び3 (略)

(平一二規則三〇三・平一三規則二四五・平一五規則一六・平一五規則一八〇・平一八規則一一・平一八規則一八三・平一九規則一六六・平二〇規則七六・平二三規則五・平二六規則二〇〇・平三〇規則一三三(平三〇規則一四六)・令二規則一三〇・一部改正)

第十条 (略)

(医療券の再交付)

第十一条 認定患者は、医療券を破り、汚し、又は失ったときは、医療券再交付申請書(別記第二十八号様式)を提出して、知事に再交付を申請することができる。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の申請があった場合、申請内容等を審査し、相当と認めたときは、医療券を再交付するものとする。

(平一二規則三〇三・平一三規則二四五・平一四規則八七・平一五規則一八〇・平一七規則七九・平一八規則一一・平二六規則二〇〇・一部改正)

(医療券の返還)

第十二条 医療券の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、東京都の区域外への転出(別表第六に掲げる疾病に係る被交付者を除く。)、死亡、疾病の治癒その他の事由により資格を喪失した場合又は医療券に記載されている有効期間を過ぎた場合は、当該医療券を速やかに知事に返還しなければならない。

2から5 (略)

(平一五規則一八〇・平一八規則一一・平二三規則五・平二六規則二〇〇・平三〇規則一三三(平三〇規則一四六)・一部改正)

第十二条の二 (略)

(受給要件等の変更届)

第十三条 被交付者は、次の表の中欄に掲げる事由が生じた場合は、当該下欄に掲げる書類を添付して、別表第一の第二類に掲げる疾病に係る被交付者以外の被交付者にあつては変更届(別記第三十号様式)により、同表の第二類に掲げる疾病に係る被交付者にあつては変更届(別記第三十一号様式)により、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

一	認定患者(当該認定患者が十八歳未満の場合にあつては、主たる扶養義務者を含む。)の氏名又は住所に変更があつた場合	対象疾病に応じて第五条第一項各号の規定により申請した場合における同項各号の区分に応じて添付すべき住民票(後期高齢者医療適用者にあつては、被保険者証)の写し
二から四まで (略)		

2及び3 (略)

(平一五規則一八〇・全改、平一六規則二〇五・平一七規則七九・平一八規則一一・平一九規則一五八・平一九規則一六六・平二〇規則七六・平二一規則一〇七・平二六規則二〇〇・平二八規則一七八・平三〇規則七六・平三〇規則一三三(平三〇規則一四六)・一部改正)

(受給内容等の変更に伴う医療券の交付)

第十三条の二 知事は、第十二条の二の規定による認定を行ったとき又は前条の表二の二の項、三の項若しくは四の項の規定による届出があつた場合において届出内容を審査し、適当と認めるときは、既に交付した医療券に代えて第七条各号に掲げる区分に応じた医療券を交付するものとする。

2 前二条の規定による申請又は届出について、第十二条の二第四項又は前項の規定により認定を受け、又は適当と認められた者に対する当該変更に基づく医療費助成の額については、当該申請又は届出を受理した日の属する月の翌月の初日(月の初日に受理した場合にあつては、当該日)から適用するものとする。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

(平一四規則八七・追加、平一五規則一八〇・平二〇規則七六・平二六規則二〇〇・平三〇規則七六・平三〇規則一三三・一部改正)

(医療費助成対象者証明書の交付)

第十四条 知事は、第十一条第一項の規定により医療券再交付申請書を受理したとき、第十二条第三項の規定により肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書を受理したとき、第十二条の二の規定により難病医療費助成変更申請書を受理したとき、又は第十三条の規定により変更届を受理したときで医療券の記載事項に変更があったときは、東京都医療費助成対象者証明書(別記第三十二号様式)を交付するものとする。

(平一二規則三〇三・平一三規則二四五・平一四規則八七・平一五規則一八〇・平二六規則二〇〇・平三〇規則一三三・一部改正)

(医療費助成の方法)

第十五条 医療費助成は、東京都と契約を締結した医療機関等(以下「契約医療機関等」という。)及び東京都が開設する病院(以下「都立病院等」という。)に対して助成額を支払うことにより行うものとする。

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要であると認める場合には、認定患者に支払うことにより医療費助成を行うものとする。

(平一二規則三〇三・平一二規則三八〇・平三〇規則一三三(平三〇規則一四六)・一部改正)

(医療費等の請求)

第十六条 契約医療機関等、都立病院等及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関は、認定患者の医療等を行ったときは、知事に医療費等の請求をするものとする。

2 前条第三項の規定により認定患者が医療費等の支払を受けようとするときは、知事が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書により知事に請求するものとする。

一 から二の二まで (略)

三 第七条第三号から第六号までに規定する医療券の被交付者 医療費支給申請書兼口座振替依頼書(別記第三十五号様式)

四 (略)

3 (略)

(平一二規則三〇三・平一二規則三八〇・平一三規則二四五・平一四規則八七・平一五規則一八〇・平一六規則二〇五・平一七規則七九・平一八規則一一・平一八規則二一四・平二三規則五・平二六規則二〇〇・平三〇規則七六・平三〇規則一三三・令二規則一三〇・一部改正)

(支払)

第十七条 知事は、前条の規定による請求があった場合には、その内容を審査し、相当と認めたときは、契約医療機関等、都立病院等、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関又は認定患者にその旨を通知し、支払うものとする。

(平一三規則二四五・平一八規則一一・平三〇規則一三三・一部改正)

(実施細目)

第十八条 知事は、この規則に定めるもののほか、医療費助成の実施に関して必要な細目を定めることができる。

(平一六規則二六五・旧第十九条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に、別表第一から別表第三までのそれぞれの疾病名の欄及び疾病の範囲の欄に掲げる疾病にり患している者に対し現に知事が定めるところにより行っている医療費及び文書料の助成に関し、当該疾病にり患した者、医療機関その他の者が行う申請その他の行為及び知事が行う認定、医療券等の交付その他の行為は、この規則に基づきなされたものとみなす。
- 3 第八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、平成十四年四月一日から同年九月三十日までの間に、別表第一に掲げる疾病のうち慢性肝炎又は肝硬変・へパトームのり患により医療費助成の対象者として認定を受けた者に対する医療費助成の助成期限は、同日までとする。

(平一四規則八七・追加)

- 4 第八条第一項の規定にかかわらず、平成二十六年六月三十日において第六条第一項の規定により医療費助成の対象者(第八条第一項の表二の項又は四の項に掲げる対象者(別表第一の第一類に掲げる疾病のうち、スモンに係る対象者及び同表の第四類に掲げる疾病に係る対象者を除く。))に限る。以下同じ。)として認定を受けている者及び同日までに第五条第一項の規定により申請を行い、医療費助成の対象者として認定を受けた者に係る医療費助成の助成期限は、平成二十六年十二月三十一日とする。この場合においては、当該認定に係る第十条第一項及び第三項に規定する更新の申請を要しないものとする。

(平二六規則九九・追加)

- 5 第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、平成二十六年七月一日から同年十二月三十一日までの間に第五条第一項の規定により申請を行い、医療費助成の対象者として認定を受けた者に係る医療費助成の助成期限は、同日とする。

(平二六規則九九・追加)

- 6 平成二十六年十二月三十一日までに、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号。以下「二十六年改正規則」という。)による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(以下「旧規則」という。)別表第一の第一類に掲げる疾病に係る対象者(劇症肝炎、重症急性<sup>すい</sup>膵炎及び重症多形<sup>はん</sup>滲出性紅斑(急性期)に係る対象者に限る。)で、道府県知事から旧規則第七条第二号に規定する医療券に相当する証書の交付を受け、当該証書の有効期間内に東京都の区域内に住所を有することとなったものに係る医療費助成の申請については、旧規則第五条第六号の規定の例による。この場合において、当該者が医療費助成の認定を受

けたときは、二十六年改正規則附則第三項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。

(平二七規則三一・追加)

別表第一から第二まで (略)

別表第三(第二条一第五条、第八条関係)

(平一二規則三〇三・平一八規則一三二・一部改正)

疾病名	疾病の範囲	対象者	医療費助成の額
小児精神病	精神障害で入院医療を要する疾病及び精神障害に付随する軽易な傷病(付随する軽易な傷病とは、入院医療を担当する精神病室の医療担当者において行い得る医療をいう。)	東京都の区域内に住所を有する疾病の範囲の欄に掲げる疾病に罹患している者で、満十八歳未満の者。ただし、認定患者であって満十八歳に達した時点で引き続き医療を受ける場合は、満二十歳未満とする。	診療報酬の算定方法により算定した額から医療保険各法の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額(他の法令、条例又は他の規則の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合は、更にその額を控除した額)とする。ただし、知事が必要と認めた場合はこの限りでない。

別表第四及び第六 (略)

別記 (略)